

雇用保険適用事業所を設置する場合の 手続きについて

手続きの流れ

労働基準監督署に労働保険関係成立届をご提出いただいた後、公共職業安定所にて手続きとなります。

労働基準監督署



公共職業安定所

○労働保険関係成立届

○労働保険概算保険料申告書

◆ 必要な書類 ◆

□ 1 雇用保険適用事業所設置届

□ 2 雇用保険被保険者資格取得届

(雇用保険に以前加入していた方の場合、本人より雇用保険被保険者番号をご確認ください。)

なお、被保険者番号がわからない場合は、「備考欄」に前職の会社名を記入してください。)

□ 3 労働保険関係成立届の事業主控 (労働基準監督署受理済みのもの)

□ 4 事業所の実在、事業の種類、事業開始年月日、事業経営の状況、他の社会保険の加入状況を証明することができる書類

【法人の場合】

- ・ ①登記事項証明書、②事業許可証、③工事契約書、④不動産契約書、⑤源泉徴収簿、⑥他の社会保険の適用関係書類等のいずれか確認できる書類を添付

なお、事業所の所在地が登記されたものと異なる場合には、事業所の所在地が明記されている書類（公共料金の請求書、賃貸借契約書等）が必要となります。

【個人事業の場合】

- ・ ①事業許可証、②工事契約書、③不動産契約書、④源泉徴収簿、⑤他の社会保険の適用関係書類等のいずれか確認できる書類を添付

なお、必要に応じて、公共料金等の請求書又は領収書、税務関係書類、事業主の世帯全員の住民票の写しのいずれかの書類が必要となります。

□ 5 労働者の雇用実態、賃金の支払いの状況等を証明できる次の書類

- ①労働者名簿
- ②賃金台帳（雇入れから現在まで）
- ③出勤簿又はタイムカード（雇入れから現在まで）
- ④雇用契約書（有期契約労働者の場合）